

熊谷市企業誘致セミナー運営業務委託仕様書

1 業務名称 熊谷市企業誘致セミナー運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

(1) セミナー開催時期：令和7年9月中旬から下旬

(2) セミナー開催回数：1回

契約後に改めてスケジュールについては協議することとする。

3 履行場所 東京都内

4 目的及び事業概要

市内経済の活性化を図るため、企業誘致に向けた本市の特性および本市へ進出することのメリット等をPRするセミナーを開催すること。

5 業務内容

(1) セミナー開催会場の手配及び設営

本市への進出が想定される企業をより多く集めることが期待できる日程と会場を検討の上、手配し、より効果的なPRができるよう当日の会場を設営すること。なお、100名以上の聴講者が余裕を持って受講できる会場を設営すること。

(2) セミナー参加申込受付、当日受付、及び進行等

特に、企業の進出意欲を訴求する効果的な進行を行うこと。

(3) セミナー運営に必要となる人員及び講師の手配

人員の配置に市職員を想定しないこと。企業の進出意欲を訴求する効果的な講演を行うことができる講師を選定すること。

(4) セミナーに関するPR

本市経済の活性化に資する企業を抽出し、効果的に受講を促すPRを行うこと。

(5) セミナー参加者や関係各所との連絡・調整

(6) セミナーに関する関係各所への支払い

(7) その他セミナー開催に必要となること

疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行なうこと。

6 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部につい

て委託することを、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではない。

7 報告

業務完了報告書の提出をもって報告とする。

8 委託料の支払い

業務完了後に一括支払いとする。

9 個人情報保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、熊谷市個人情報保護条例等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

10 その他

- (1) 受託者は、常に本市からの連絡を受けることができる体制を有するものとする。
- (2) 受託者は、業務の進行上疑義が生じた場合には、本市担当者へ随時報告し相談することとする。
- (3) 本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行なうこととする。
- (4) 本業務について1社のみで対応が難しい場合や効果的・効率的な運営が可能になる場合、協力会社と共同で提案することを可とする。ただし、本業務および協力会社の管理について、全ての管理責任を受託者が果たすものとする。

11 担当

熊谷市産業振興部企業活動支援課

担当 湯本

TEL：048-524-1111（内線 225）

FAX：048-525-9335

Mail：kigyokatsudo [アットマーク] city.kumagaya.lg.jp

※アットマークの部分は「@」に置き換えてください。